

計画の位置づけ

- ✓ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく、都における困難を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画
- ✓ 「東京都男女平等参画推進総合計画」等の関連する計画と整合性を図りつつ策定
- ✓ 「**「未来の東京」戦略**」の趣旨を踏まえて策定

計画の期間

令和6年度から10年度までの5年間

策定にあたってのポイント

- ✓ **女性相談支援センターと女性相談センター多摩支所、5か所の女性自立支援施設、全区市、西多摩福祉事務所に配置されている女性相談支援員を軸に、医療機関・警察等の関係機関、多様な支援を提供する民間団体と連携・協働した支援体制の構築**
- ✓ 日本有数の繁華街を抱える**東京ならではの若年女性への対策**を関係機関と連携して、**より一層充実**
- ✓ 当事者や区市町村、婦人保護施設、民間団体等に対して**幅広く調査・ヒアリングを行い**、把握した意見も踏まえて計画を策定

東京都における困難な問題を抱える女性を巡る主な課題

- ✓ **女性相談支援センターへの相談方法は、電話相談、来所相談、出張相談であり、相談件数は増加傾向**
- ✓ 女性相談支援センターが実施する**一時保護件数及び人数は年々減少**
- ✓ 被害等からの回復にあたっては、**性暴力・性犯罪被害者ワンストップ支援センター等の関係機関、精神科医師や弁護士等の専門職との連携が必要**
- ✓ 都では、**就労支援、居住支援など様々な施策を幅広く実施しているが、十分に活用されていない場合もある**
- ✓ **施設の退所者**は、頼れる親族がいないといった理由などから、日常生活の中で困難を抱えた場合に**孤立**してしまう可能性
- ✓ 女性相談支援センターの**一時保護所等を経由しない女性自立支援施設への入所について取組の推進が必要**
- ✓ 保護者である女性の**一時保護に同伴された児童への支援にも十分に配慮が必要**
- ✓ 東京は、**日本有数の繁華街を抱えているため、全国から未成年を含む若年の女性が集まり**、売春、犯罪等に巻き込まれる可能性
- ✓ 困難な問題を抱える女性の支援にあたっては、**行政機関同士、行政機関と民間等との連携・情報共有を十分に行える体制の構築が必要**

計画の目指す5つの目標

目標 1

対象者の把握から地域での自立まで、多様な支援を切れ目なく包括的に提供

目標 2

本人の意思や意向を最大限尊重し、本人を中心にした支援の実施

目標 3

一時保護に同伴された子供を取り残さない視点から、サポートを強化

目標 4

東京の特性を踏まえ、困難な課題を抱える若年女性への支援を総合的に推進

目標 5

女性相談支援センター、女性自立支援施設、女性相談支援員を軸とした支援基盤の充実強化と民間団体や関係機関との円滑な連携・協働

目標ごとの取組

目標 1

- 支援が必要な対象者を早期に把握
- 気軽に立ち寄れる居場所の整備
- 多様な一時保護先の確保
- 専門職や性暴力・性犯罪被害者ワンストップ支援センターと連携した心身の健康の回復
- 自立に向けた総合的な生活・就労・居住支援の提供
- 地域での安心な生活を支えるアフターケア

目標 2

- 支援者のアセスメント力の向上
- ケース会議への本人の参加、本人の意向を踏まえた個別支援計画の作成
- 女性相談支援センターの一時保護所を経ない女性自立支援施設への入所の推進
- 社会資源の把握による適格な支援の提供

目標 3

- 一時保護に同伴された子供への心理的サポート等の実施
- 個々の状況に応じた多様な学習支援
- 一時保護中の子供の外出機会等の確保
- 中学生以上の男子であっても家族同一の場所での一時保護
- 児童相談所、子供家庭支援センター、教育機関等との連携による支援

目標 4

- 関係団体等と連携して若年被害女性等支援を推進
- 関係機関と連携したトータル問題、悪質ホスト被害者等への対応
- 予期せぬ妊娠や特定妊婦等への対応の充実
- 若年女性が受け入れやすい支援(携帯の利用や通学可能な一時保護等)

目標 5

- 女性相談支援センターの体制強化・機能強化 (デジタル化等)
- 女性自立支援施設の職員の処遇改善
- 支援調整会議の設置 (好事例の共有)
- 施策の周知・啓発・広報の実施
- 児童相談体制の強化 (専門職の増員、一時保護所の環境改善)
- 女性相談支援員等の支援者に対する研修の充実
- ウィメンズプラザと連携したDV対策の実施